

広島県行政不服審査会が行った答申第一号の内容について、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第七十九条の規定によつて、次のとおり公表する。

平成二十九年一月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

答 申 書

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

平成 28 年 5 月 17 日に審査請求人より申立てのあった，児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 33 条（平成 28 年法律第 63 号による改正前のもの。以下同じ。）の規定による処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁（広島県知事）の判断は，妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 平成 28 年 5 月 17 日付け審査請求書

平成 28 年 10 月 11 日付け審理第 3 号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）の 2 の(1)の ア に記載のとおりである。

(2) 平成 28 年 8 月 11 日付け反論書

審理員意見書の 2 の(1)の イ に記載のとおりである。

(3) 平成 28 年 9 月 2 日に審理員が審査請求人に対して実施した口頭意見陳述

平成 28 年 10 月 17 日付け諮問書に添付されている口頭意見陳述聴取結果記録書における審査請求人による意見陳述等のとおりである。

(4) 平成 28 年 11 月 11 日付け主張書面（以下「本件主張書面」という。）

審査請求人が本件主張書面で主張している内容は，次のとおりである。

ア 審査請求人の子（以下「本件児童」という。）が平成 28 年 5 月 2 日に一時保護された当日，親権者である審査請求人が処分庁に本件児童の引取りを申し出たが，面会すら許されずそのまま A 県にある児童相談所へとケース移管されてしまった。

イ 当時，本件児童は広島での生活を希望しており，審査請求人以外にも広島には伯母（本件児童の母親（以下「本件母親」という。）の姉（以下「本件母親の姉」という。)) を始めとした親族など本件児童を養育できる環境があることから，広島にて保護継続に関する調査及び判断がされるべきと考える。

しかしながら，処分庁の平成 28 年 7 月 4 日付け弁明書（以下「本件弁明書」という。）「第 2 審査請求の理由に対する認否」では，事実の認否についてほとんどの項目に対し「不知」とされており，本件母親の父母や本件母親の姉，関係市担当課などの関係者へ聞き取り調査がほとんど実施されていない（又は関係者の意見が反映されていない）と考えられる（特に，関係市担当課については，平成 28 年 4 月 20 日に本件母親の父母と本件児童の 3 人が直接状況を伝えており，第三者として極めて重要であると考え。）。

(5) 平成 28 年 11 月 24 日に審査会が審査請求人に対して実施した口頭意見陳述（以下

「審査請求人口頭意見陳述」という。)

審査請求人は、本件主張書面に記載している内容などを口頭で陳述し、併せて次のとおり主張している。

ア 処分庁は、本件母親の父母及び本件児童が関係市への転校手続について関係市へ相談していたことを平成 28 年 4 月 28 日の訪問調査の時点で把握していたはずである。

イ 本件児童の法第 33 条の規定に基づく一時保護処分及び本件処分の経緯や理由について、処分庁から具体的な説明がなされなかった。

ウ 本件児童の A 県にある児童相談所に対するケース移管に当たって、審査請求人や本件母親の父母を始め、本件母親の姉の気持ちをくみ取った上で判断してほしかった。

2 審査庁の主張の要旨

(1) 平成 28 年 10 月 17 日付け諮問説明書（以下「諮問説明書」という。）

ア 当審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

イ 考えの理由

(ア) 認定事実

審理員が認定した事実は、審査庁としても妥当である。

(イ) 判断

a 本件処分が違法又は不当であるか否かについて

審理員意見書の 3 の(2)のアに記載のとおりであり、審査請求人の主張には理由がなく、本件処分は、違法又は不当であるとはいえない。

b 本件処分の際、審査請求人に本件児童を引き渡さなかったことについて

審理員意見書の 3 の(2)のイの(ア)に記載のとおりであり、審査請求人の主張には理由がなく、本件処分の際、審査請求人に本件児童を引き渡さなかったことが違法又は不当であるとはいえない。

c その他

その他詳細については、審理員意見書のとおり判断する。

(2) 平成 28 年 11 月 21 日付け補充の諮問説明書又は資料の提出について（回答）

ア 運営指針の位置付け

審査庁に対して、児童相談所での実務における児童相談所運営指針（平成 2 年 3 月 5 日児発第 133 号。平成 28 年 9 月 29 日雇児発 0929 第 1 号による改正前のものをいう。以下「運営指針」という。）の位置付け及び拘束力の程度について審査会から照会したところ、運営指針は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する厚生労働大臣の技術的助言であり、必ずしも拘束力があるものではないが、全国の児童相談所はこれに従って運営しているのが実情であ

り、本県においても、運営指針を基本として運営することとしていると回答を得た。

イ 居住地の判断

審査庁に対して、運営指針第3章第2節4(7)中の「居住地」の判断における基準の有無や判断材料について審査会から照会したところ、本県として特別な判断基準は示しておらず、「居住地とは、人の客観的な居住事実の継続性又はその期待性が備わっている場所をいい、住民票記載の「住所」や民法（明治29年法律第89号）の「住所」又は「居所」と必ずしも一致しない。」という運営指針に示された要件を基準として判断しているとの回答を得た。また、審査庁の回答において、処分庁は、家庭訪問や市町等関係機関からの情報、児童の所属（学校、保育所等）の確認等により居住事実の継続性の判断材料を収集し、個別のケースごとに、生活の本拠として認め得る事実を判断するとした。

ウ A県にある児童相談所の担当者交代

審査庁に対して、本件児童のケースに関わるA県にある児童相談所の担当者が交代した理由について審査会から照会したところ、審査請求人と本件母親との話し合いが長期化することが予想されたことから、施設入所を担当するブロックの福祉司へ変更したと回答を得た。

エ 本件処分に関する会議（ケース移管に関する会議を除く。）

審査庁に対して、平成28年5月2日から同月6日までの5日間で本件児童の援助方針等を話し合う会議を開催しているか等について審査会から照会したところ、審査庁から本件児童の一時保護処分及び本件処分に係る会議資料が提出され、当該会議資料により本件児童のケース移管について協議していたことが判明した。

オ ケース移管に関する会議

審査庁に対して、処分庁とA県にある児童相談所が本件児童のケース移管に関する協議を行っているか等について審査会から照会したところ、審査庁は処分庁のケース記録を提出した上で、本件児童の本件処分以前に、A県にある児童相談所からの調査依頼により本件児童の生活状況の調査を行っていたことから、その時点でA県にある児童相談所とは情報共有を行っており、ケース移管についても双方の意見は一致し速やかに連携を実施していると回答を得た。

カ 処分庁と審査請求人とのやり取りについて

審査庁に対して、平成28年5月2日及び同月6日において、処分庁が審査請求人とどのような面接を行ったかについて審査会から照会したところ、審査庁から処分庁のケース記録が提出され、当該ケース記録により処分庁と審査請求人が本件児童の対応等について面接していたことが判明した。

キ 親権者の同意

審査庁に対して、本件処分に行う際に親権者の同意が必要でないと判断した理

由について審査会から照会したところ、法では一時保護処分を行う際の親権者の同意に関する規定はないが、運営指針において親権者の同意は、一時保護処分の必須の要件とはされておらず、一時保護解除処分を行う際の親権者の同意についても、法その他関係法令及び運営指針において特段の定めはなく、一時保護処分についての親権者の同意の場合と同様であるという見解を示している。

ク 本件母親について

審査庁に対して、本件母親の様子等について審査会から照会したところ、審査庁は、本件母親の父母及び本件母親の姉から直接聞き取りを行った上で、本件母親の様子や本件児童に対する対応等について回答を得た。

ケ 保護者の判断

法第6条で規定する「保護者」の判断における基準の有無や判断材料について、審査会から審査庁に照会したところ、本県としては特別な判断基準は示しておらず、同条の規定に従い、個別のケースに応じて家庭訪問、児童や親等に対する面接、親族や関係機関（児童の所属学校や市町担当部署）からの情報等により生活状況を把握し、保護者を判断していると回答を得た。

(3) 平成28年11月24日に審査会が審査庁に対して実施した口頭意見陳述（以下「審査庁口頭意見陳述」という。）

審査庁は、平成28年11月21日付け補充の諮問説明書に記載している内容などを口頭で陳述し、併せて次のとおり主張している。

ア 本件児童の居住地がA県であること及びこれまでA県にある児童相談所が本件児童のケースに関わっていたことを理由に、A県にある児童相談所へケース移管したことは適切であり、法の規定に基づき行った本件処分は違法又は不当とはいえない。

イ 平成28年5月6日に本件児童をケース移管した時点では本件児童の住民票が関係市へ異動していたことは確認できていない。

(4) 平成28年12月14日付け追加の補充の諮問説明書又は資料の提出について(回答)

ア 平成28年4月28日の訪問調査時における本件母親の父母と処分庁とのやり取り

審査庁に対して、平成28年4月28日の訪問調査における処分庁と本件母親の父母及び本件児童との面接内容について審査会から照会したところ、審査庁から当該訪問調査の際に作成されたケース記録が提出され、当該ケース記録により処分庁が本件児童の安全確認や本件児童の関係市での就学準備等について聴取していたことが判明した。

イ 本件母親の父母等と関係市とのやり取り

本件主張書面の2の「(特に、関係市担当課については、平成28年4月20日に本件母親の父母と本件児童の3人が直接状況を伝えており、第三者として極めて重要であると考え。)」の記載について、本件母親の父母等と関係市とのやり取り

りを確認するため、審査会から審査庁に照会したところ、審査庁から関係市担当課長宛てに照会依頼を行った上で、同日における本件母親の父母等と関係市とのやり取りの内容について回答を得た。

ウ 処分庁による関係市への聞き取りの義務

審査庁に対して、処分庁による関係市への聞き取りの義務等について審査会から照会したところ、審査庁からは、運営指針第3章第2節4によれば、警察からの通告を受けた場合には、子どもの状況や家庭環境等について調査、判定を行って、関係児童相談所への移管の適否や移管の方法等について決定することとしており、当該調査等は法で義務付けられているものではないという回答を得た。ただし、本件においては、平成28年4月28日の時点で、本件母親の父母及び本件児童が関係市へ就学手続について相談した旨を同人らから聞き取っていたため、処分庁は、本件児童の状況等を調査する目的で同市へ聴取等所要の調査を実施している。

なお、第2の2の(2)のオで審査会へ提出された処分庁のケース記録によって、処分庁と関係市が本件児童の一時保護処分後に同児童の状況等について電話連絡を行っていることが判明した。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件処分が違法又は不当であるか否かについて

(1) 一時保護処分及び本件処分は、法第33条第1項の規定に基づき、児童相談所長が児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るために行うことができる処分であり、児童相談所長の権限とされている。

(2) 児童相談所の運営及び相談援助活動については、運営指針が発せられている。当該運営指針は、児童相談所の管轄について、次のとおり定められており、本件児童の一時保護処分及び本件処分は当該運営指針の定めに従って行ったことが認められる。

ア 警察からの通告及び送致等は、子どもの保護者の居住地にかかわらずその子どもの現在地を管轄する児童相談所に行われるので、これを受け付けた児童相談所にあつては受け付け後、子どもの状況や家庭環境等について調査、判定を行い、関係児童相談所への移管の適否や移管の方法等について決定する。

イ 法第33条に規定する一時保護は、子どもの福祉の観点から保護者の居住地にかかわらずその子どもの現在地において行うことができる。しかし、一時保護を行った後にその子どもの居住地が当該児童相談所の管轄区域外であることが判明した場合には、速やかにその子どもの居住地を管轄する児童相談所に移管する。ただし、移管に際しては、事前に移管する児童相談所と移管先の児童相談所が十分に協議する。

(3) 本件弁明書等及び口頭意見陳述における処分庁の回答等を総合すると、本件児童

は、平成 28 年 4 月 1 日以後 1 か月余り関係市の本件母親の父母宅で一時的に過ごしていたものの、同日前は、A 県に本件母親と一緒に居住しており、本件児童の居住地は、A 県であったと認められる。また、同日前まで A 県にある児童相談所が本件児童のケースに継続して関わっており、その家庭状況については、A 県にある児童相談所が詳しく把握していたと考えられる。以上のことから、本件児童についての相談援助活動を最も適切に行うことができるのは、A 県にある児童相談所であると認められる。

- (4) したがって、運営指針によれば、本件児童を速やかに本件児童の居住地を管轄する A 県にある児童相談所に移管することが、本件児童の福祉の実現に資するものといえることができる。
- (5) なお、審査請求人が主張する本件処分の際の親権者の同意については、法その他関係法令及び運営指針において特段の定めがなく、一時保護解除処分の必須の要件とはされていないため、本件処分の適法性又は妥当性に何ら影響を与えることはないと認められる。
- (6) よって、審査請求人の主張は理由がなく、本件処分は、違法又は不当であるとはいえない。

2 本件処分の際、審査請求人に本件児童を引き渡さなかったことについて

- (1) 法第 6 条によると、保護者とは、一部の規定を除き、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。
- (2) 本件においては、本件児童の面前での本件母親と本件母親の父母との争いごとが本件児童の心理的虐待になることから、緊急保護を目的として、一時保護処分がなされたものである。
- (3) その経緯からすると、一時保護処分前後に、本件児童を審査請求人に引き渡すことは、本件児童の面前での親族間の争いを継続させる可能性が小さくなく、「どちらに返すかについて互いが争うと、すぐの判断にならない。」と判断して、処分庁は本件児童を審査請求人に引き渡さず、一時保護処分を行ったと認められる。これは、本件処分を行うに当たっても、同様であると認められる。
- (4) また、審査請求人は、本件児童の一時保護処分後に保護者の存在が判明した場合に再度保護の是非が判断されるべきであると主張しているが、前記第 3 の 2 の(1)から(3)までのとおりであるから、審査請求人の主張には理由がない。
- (5) したがって、本件処分の際、審査請求人に本件児童を引き渡さなかったことが違法又は不当であるとはいえない。

3 その他の事項について

その余の審査請求人の主張は、いずれも本件処分が違法又は不当であることを主張する内容となっていないと認められるから、特に評価を行わない。

第 4 調査審議の経過

1 審査庁から審査会へ諮問（平成 28 年 10 月 17 日）

2 第 1 回審議（平成 28 年 10 月 20 日）

(1) 審議内容

審査会事務局から委員に対して事案説明を行い、本件処分に係る審議を行った。

(2) 審議結果

ア 口頭意見陳述手続の開催決議

審査請求人及び審査庁から行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「行審法」という。）第 75 条第 1 項の規定による口頭での意見陳述を求める旨の申立てがあったため、行政不服審査法施行条例（平成 28 年広島県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 10 条第 6 項の規定により、意見を陳述する機会を与える旨の決議を行った。

イ 調査権限事項の決議

行審法第 74 条の規定による調査を行うことが必要と認めたため、条例第 10 条第 6 項の規定により、当該調査を行うための決議を行った（当該調査結果は、第 2 の 2 の(2)の回答のとおり。）。

3 第 2 回審議（平成 28 年 11 月 24 日）

(1) 審議内容

審査庁から前記第 4 の 2 の(2)のイの調査に対して、第 2 の 2 の(2)のとおり回答があったため、当該回答の結果について、審査会事務局から委員に対して報告し、本件処分に係る審議を行った。

(2) 審査請求人及び審査庁に対する口頭意見陳述

行審法第 75 条の規定により、前記第 4 の 2 の(2)のアのとおり決議を行った審査請求人及び審査庁の口頭意見陳述手続を実施した。審査請求人口頭意見陳述については第 2 の 1 の(5)に、審査庁口頭意見陳述については第 2 の 2 の(3)にそれぞれ記載のとおりである。

(3) 審議結果

前記第 4 の 2 の(2)のイの調査結果及び 3 の(2)の口頭意見陳述の聴取結果を踏まえ、行審法第 74 条の規定による調査を行うことが必要と認めたため、条例第 10 条第 6 項の規定により、当該調査を行うための決議を行った（当該調査結果は、第 2 の 2 の(4)の回答のとおり。）。

4 第 3 回審議（平成 28 年 12 月 15 日）

(1) 審議内容

審査請求人口頭意見陳述及び審査庁口頭意見陳述の聴取結果について、審査会事務局から委員に対して報告を行った。また、審査庁から前記第 4 の 3 の(3)の調査に対して、第 2 の 2 の(4)のとおり回答があったため、当該回答の結果について、審査会事務局から委員に対して報告し、本件処分に係る審議を行った。

(2) 審議結果

答申に向けての争点整理及び委員の意見調整を行い、それを経て出された委員の意見を基に審査会事務局が答申案を作成し、次回審査会に諮ることを決定した。

5 第4回審議（平成29年1月16日）

審査会事務局が作成した答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

第5 審査会の判断の理由

1 本件処分は、法第33条第1項の規定に基づき行うものであり、同条中の「必要があると認めるとき」に関し、一時保護を解除するか否かは児童相談所長の合理的な裁量に委ねられており、児童相談所長がこの裁量を逸脱又は濫用した場合に違法となるとする裁判例があり（東京地裁平成27年3月11日判決・東京地裁平成24(ワ)21870号）、当審査会においても当該裁判例に照らして、本件処分が処分庁の合理的な裁量の範囲内かどうかについて判断する。

2 判断

(1) 本件母親と本件母親の父母との争いごとの最中、管轄警察署から本件児童の身柄付き通告を受けて一時保護処分を行った処分庁は、本件児童を審査請求人に引き渡すことは、本件児童の面前での親族間の争いを継続させる可能性が小さくなく、本件児童の面前で親族が争うことが本件児童への心理的虐待につながることから、審査請求人又は本件母親のどちらかに引き渡すかあるいは審査請求人を保護者と判断するか否かは、本件児童のケースに継続的に関わっているA県にある児童相談所が適切に判断できるとして、本件児童の居住地を管轄する同児童相談所と協議した上で、ケース移管を理由として本件処分が行われたと認められる。

(2) また、処分庁は、一時保護処分前後に本件児童の状況等について関係市と電話でやり取りをし、ケース移管の際には事前にA県にある児童相談所と協議を行っていることから、第3の1の(2)のア及びイの規定に基づいてケース移管を適切に判断したと認められる。

(3) さらに、処分庁は、本件児童の居住地について、本件児童が平成28年3月31日まで本件母親とA県で生活しており、関係市への滞在も1か月余りであったことから、本件児童の居住地をA県と判断していたと認められ、これにつき審査会は不合理な点はないと判断する。

(4) 以上から、処分庁の判断は、本件児童に対する心理的虐待に配慮し、かつ、関係機関に対する調査等も行った上でなされたものであるから、その判断は、処分庁の合理的な裁量の範囲内で行われているといえ、裁量を逸脱又は濫用しているとは認められず、違法又は不当な点があるとはいえない。

3 その他の事項について

(1) 本件処分の際の親権者の同意について

ア 審査請求人の主張

審査請求人は、第2の1の(4)のアのとおり、一時保護処分された本件児童との

面会すら許されず、親権者の同意がないまま、本件児童がA県にある児童相談所へケース移管されたと主張している。

イ 当審査会の調査審議

一時保護解除処分を行う際の親権者の同意については、第2の2の(2)のキのとおり、審査庁から法その他関係法令及び運営指針において特段の定めはない旨の回答を得た。

ウ 当審査会の判断

一時保護解除処分の際の親権者の同意については、法及び運営指針は何ら定めておらず、処分庁の判断で行うことが制限されているものではないから、本件処分の際に審査請求人の同意を得なかったことが、本件処分の違法又は不当の判断に影響を及ぼすものではない。

(2) 本件処分の際の審査請求人に対する説明について

ア 審査請求人の主張

審査請求人は、第2の1の(5)のイのとおり、本件児童の一時保護処分及び一時保護解除処分の経緯や理由について処分庁から具体的な説明がなされなかったと主張している。

イ 当審査会の調査審議

審査庁から、第2の2の(2)のカのとおり、処分庁は本件児童を一時保護処分した平成28年5月2日と本件処分を行った同月6日に審査請求人と面接を行っている旨の回答を得た。

ウ 当審査会の判断

本件処分の際の審査請求人に対する説明については、法や運営指針において必須とされていない以上、説明する対象者や内容等については、処分庁が必要に応じて判断するものであるから、本件処分の違法又は不当の判断に影響を及ぼすものでもない。

第6 付言

1 運営指針においては、第3の1の(2)のイのとおり、本件児童の居住地を管轄する児童相談所が判明した場合は当該児童相談所に速やかに移管することとされており、本件処分においても当該運営指針の定めに従い、平成28年5月2日から同月6日までの5日間で本件児童の居住地を管轄とするA県にある児童相談所に対するケース移管を行っている。

もっとも、第2の2の(4)のアのとおり、本件母親の父母等は本件児童の就学手続等について関係市へ相談しており、そのことを処分庁は把握していたという経緯からすると、処分庁が一時保護した上で継続的に本件児童の状況等の調査を行い、本件児童の居住地についての判断、本件児童のケースに関わる児童相談所が処分庁であるか否か、又はそもそも本件児童のケースが運営指針が定める速やかにケース移管する場合

に該当するか否かについて，状況によっては，もう少し検討を加えることも可能ではなかったかと思われる。

- 2 一時保護解除処分における保護者等への説明や情報提供については，法及び運営指針において必須とはされていないものの，個々の事例に即して，適宜保護者等の相談に応じ，より丁寧な説明を行うなど，運用上の工夫をすることが望ましい。

広島県行政不服審査会第2部会

委員（部会長） 田 中 聡 子

委員 近 藤 い ず み

委員 折 橋 洋 介